

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

平成21年8月28日

分任支出負担行為担当官
上川中部森林管理署長 小原 正人

1 工事概要

- (1) 工事名 赤岳風景林施設解体撤去外工事
- (2) 工事場所 北海道上川郡上川町層雲峡 上川中部森林管理署2323林班
- (3) 工事内容 銀泉台休憩舎等の解体撤去及び代替監視施設の新築
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成21年10月30日まで
- (5) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2 競争参加資格

本競争入札は、次に掲げる全ての条件に合致する者を競争参加資格の有資格者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 北海道森林管理局における建設工事（建築一式工事）に係るD等級又はC等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 入札時に北海道森林管理局長から「工事請負約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日

付け19経第1314号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又は準ずるものとして農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (6) 建設業法に基づく本社、支店又は営業所が、北海道森林管理局管内に所在すること。

また、経常建設共同企業体として入札に参加する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒070-8003 旭川市神楽3条4丁目3番25号

上川中部森林管理署 総務課経理係

電話 0166-61-0206

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間：平成21年8月28日から平成21年9月7日の9時から17時
(12時から13時を除く。)まで

ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く。

イ 場 所：〒070-8003 旭川市神楽3条4丁目3番25号

上川中部森林管理署 業務第一課森林ふれあい係

電話 0166-61-0207

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

ア 入札書を持参すること。郵送等による提出は認めない。

イ 入札の締め切りは、平成21年9月8日、10時30分に上川中部森林管理署入札室にて入札。

ウ 開札は、平成21年9月8日10時30分 上川中部森林管理署入札室にて行う。

エ 競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を提出すること。

4 現場説明会の開催

(1) 日 時 平成21年9月3日13時から

(2) 場 所 上川郡上川町川端町13 上川森林事務所

(上川中部森林管理署2323林班へ直ちに移動)

(3) その他 参加希望者は平成21年9月2日17時までに上記3の(2)のイにその旨連絡すること。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

納付。納付額は、請負代金額の10分の1以上とする。(保管金の取扱店 日本銀行旭川代理店)

ただし、一定の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができるものとする。詳細は入札説明書による。

ウ 予決令第86条に規定する調査を受けた者に係る契約保証金の額は10分の3以上とする。

(3) 前金払

前金払いの金額は、請負代金額の10分の3以内とする。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、提出書類等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 契約書作成の要否

要(落札決定の日から7日以内。ただし、休日を除く。)

(7) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)に同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2の(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3の(2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に上記2の(2)に掲げる資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 詳細は入札説明書による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、北海道森林管理局のホームページ(<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/contract.html>)をご覧ください。